

平成十八年文部科学省令第十二号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校
- 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置
- 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限り。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
- 五 高等専門学校
- 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設
- 七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- 八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更
- 九 大学等の廃止

第二条 大学又は高等専門学校の設置の認可の申請（以下「申請」という。）は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調査書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

二 前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

一 附属病院所在地の概況説明書（別記様式第六号）

二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）

三 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）

三 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学」に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類（以下「薬学実務実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

四 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあっては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二）

二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三）

三 臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第七号の四）

四 臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第七号の五）

五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）

六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限り。）

七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準別表第三イ（二）備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限り。）

五 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調査書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

六 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校（以下この項において「既設高等専門学校」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調査書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

九 前項の申請をした者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは、「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

三 第一項の申請をした者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

四 第一項の申請をした者のうち、専門職大学等、専門職短期大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同

ず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調査書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

七 第一項の申請をした者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。（学部等の設置の認可の申請及び届出）

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調査書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

九 前項の申請をした者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは、「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

三 第一項の申請をした者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

四 第一項の申請をした者のうち、専門職大学等、専門職短期大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同

- じ。を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施

設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

- | | | | |
|---|---------|--------|--|
| 欄 | 第一 | 第二欄 | 第三欄 |
| | 第三條 第一項 | 学部等の設置 | 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 |
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第二項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。

12 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

13 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

欄	第一	第二欄	第三欄
	第三條 第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

[illegible]

の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二條第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

届出)

第四条の二 専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

書類

四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類

五 教員名簿（別記様式第三号）

専門職大学の課程の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

屈出)

第五条 第三條第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第三條第一項	
第二欄	学部等の	学部等を
第三欄	高等専門学校の	高等専門学校の
	学科の	学科を
	学部等開設年度	学科開設年度

第三 条第 六項	大学又は学 部等	既設大学等	学部等を 置く	学部等の 置く	教育研究上の 目的、授与す る学位の種類 及び分野、教 員組織の編制 並びに	高等専門学校の 学科の 置く	高等専門学校の 学科の 置く	第三 条第 九項	年度

（大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部における通信教育の開設の認可の申請及び届出）

第六条 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）

十 通信教育に係る規程

大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部における通信教育の開設の届出を行

おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学部又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この

場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学部の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

前三項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学部又は高等専門学校の学部についての前三項の届出と第三条第九項、第四条第一項、第四条の二第二項、第五条又は第六条第二項の届出とを同一の日に行う場合は、前三項の届出書（別記様式第一号の二）及び前三項の規定により添付する書類を提出することを要しない。（大学等の設置者の変更の認可の申請）

第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 変更の事由及び時期を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 当該申請についての意思の決定を証する書類

三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二項第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）の第四項の二第二項、第六条第一項並びに第七条第一項から第三項までの申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日まで当該申請に係る認可をすることが決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

第三条第五項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることが決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（法第四条第三項の命令の期限）

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があつた日から起算して六十日以内、これを履行しなければならぬ。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。（認可等の公表）

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があつた場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式

る。この省令は、令和四年一月一日から施行で

附則（令和四年八月三日文部科学省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日文科科学省
令第三三三号）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(經過措置)

2 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

附 則（令和五年九月一日文部科学省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号の1

[illegible]

別記様式第1号の2

[illegible]別記様式第2号
(その1の1)[illegible][illegible]

[illegible]

基本計画書		計画年度	
年度	計画年度	計画年度	計画年度
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100
101	102	103	104
105	106	107	108
109	110	111	112
113	114	115	116
117	118	119	120
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300
301	302	303	304
305	306	307	308
309	310	311	312
313	314	315	316
317	318	319	320
321	322	323	324
325	326	327	328
329	330	331	332
333	334	335	336
337	338	339	340
341	342	343	344
345	346	347	348
349	350	351	352
353	354	355	356
357	358	359	360
361	362	363	364
365	366	367	368
369	370	371	372
373	374	375	376
377	378	379	380
381	382	383	384
385	386	387	388
389	390	391	392
393	394	395	396
397	398	399	400
401	402	403	404
405	406	407	408
409	410	411	412
413	414	415	416
417	418	419	420
421	422	423	424
425	426	427	428
429	430	431	432
433	434	435	436
437	438	439	440
441	442	443	444
445	446	447	448
449	450	451	452
453	454	455	456
457	458	459	460
461	462	463	464
465	466	467	468
469	470	471	472
473	474	475	476
477	478	479	480
481	482	483	484
485	486	487	488
489	490	491	492
493	494	495	496
497	498	499	500
501	502	503	504
505	506	507	508
509	510	511	512
513	514	515	516
517	518	519	520
521	522	523	524
525	526	527	528
529	530	531	532
533	534	535	536
537	538	539	540
541	542	543	544
545	546	547	548
549	550	551	552
553	554	555	556
557	558	559	560
561	562	563	564
565	566	567	568
569	570	571	572
573	574	575	576
577	578	579	580
581	582	583	584
585	586	587	588
589	590	591	592
593	594	595	596
597	598	599	600
601	602	603	604
605	606	607	608
609	610	611	612
613	614	615	616
617	618	619	620
621	622	623	624
625	626	627	628
629	630	631	632
633	634	635	636
637	638	639	640
641	642	643	644
645	646	647	648
649	650	651	652
653	654	655	656
657	658	659	660
661	662	663	664
665	666	667	668
669	670	671	672
673	674	675	676
677	678	679	680
681	682	683	684
685	686	687	688
689	690	691	692
693	694	695	696
697	698	699	700
701	702	703	704
705	706	707	708
709	710	711	712
713	714	715	716
717	718	719	720
721	722	723	724
725	726	727	728
729	730	731	732
733	734	735	736
737	738	739	740
741	742	743	744
745	746	747	748
749	750	751	752
753	754	755	756
757	758	759	760
761	762	763	764
765	766	767	768
769	770	771	772
773	774	775	776
777	778	779	780
781	782	783	784
785	786	787	788
789	790	791	792
793	794	795	796
797	798	799	800
801	802	803	804
805	806	807	808
809	810	811	812
813	814	815	816
817	818	819	820
821	822	823	824
825	826	827	828
829	830	831	832
833	834	835	836
837	838	839	840
841	842	843	844
845	846	847	848
849	850	851	852
853	854	855	856
857	858	859	860
861	862	863	864
865	866	867	868
869	870	871	872
873	874	875	876
877	878	879	880
881	882	883	884
885	886	887	888
889	890	891	892
893	894	895	896
897	898	899	900
901	902	903	904
905	906	907	908
909	910	911	912
913	914	915	916
917	918	919	920
921	922	923	924
925	926	927	928
929	930	931	932
933	934	935	936
937	938	939	940
941	942	943	944
945	946	947	948
949	950	951	952
953	954	955	956
957	958	959	960
961	962	963	964
965	966	967	968
969	970	971	972
973	974	975	976
977	978	979	980
981	982	983	984
985	986	987	988
989	990	991	992
993	994	995	996
997	998	999	1000
1001	1002	1003	1004
1005	1006	1007	1008
1009	1010	1011	1012
1013	1014	1015	1016
1017	1018	1019	1020
1021	1022	1023	1024
1025	1026	1027	1028
1029	1030	1031	1032
1033	1034	1035	1036
1037	1038	1039	1040
1041	1042	1043	1044
1045	1046	1047	1048
1049	1050	1051	1052
1053	1054	1055	1056
1057	1058	1059	1060
1061	1062	1063	1064
1065	1066	1067	1068
1069	1070	1071	1072
1073	1074	1075	1076
1077	1078	1079	1080
1081	1082	1083	1084
1085	1086	1087	1088
1089	1090	1091	1092
1093	1094	1095	1096
1097	1098	1099	1100
1101	1102	1103	1104
1105	1106	1107	1108
1109	1110	1111	1112
1113	1114	1115	1116
1117	1118	1119	1120
1121	1122	1123	1124
1125	1126	1127	1128
1129	1130	1131	1132
1133	1134	1135	1136
1137	1138	1139	1140
1141	1142		

[illegible][illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

(用紙 日本産業規格A-4横型)

基本計画書（共同学系）											
学 期		人 数									
計 画 学 校 名											
計 画 学 校 学 部 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											
計 画 学 校 学 部 学 科 学 科 名											

別記様式第2号（その1の4）

表 1		表 2		表 3		表 4		表 5		表 6		表 7		表 8		表 9		表 10		表 11		表 12		表 13		表 14		表 15		表 16		表 17		表 18		表 19		表 20		表 21		表 22		表 23		表 24		表 25		表 26		表 27		表 28		表 29		表 30		表 31		表 32		表 33		表 34		表 35		表 36		表 37		表 38		表 39		表 40		表 41		表 42		表 43		表 44		表 45		表 46		表 47		表 48		表 49		表 50		表 51		表 52		表 53		表 54		表 55		表 56		表 57		表 58		表 59		表 60		表 61		表 62		表 63		表 64		表 65		表 66		表 67		表 68		表 69		表 70		表 71		表 72		表 73		表 74		表 75		表 76		表 77		表 78		表 79		表 80		表 81		表 82		表 83		表 84		表 85		表 86		表 87		表 88		表 89		表 90		表 91		表 92		表 93		表 94		表 95		表 96		表 97		表 98		表 99		表 100		表 101		表 102		表 103		表 104		表 105		表 106		表 107		表 108		表 109		表 110		表 111		表 112		表 113		表 114		表 115		表 116		表 117		表 118		表 119		表 120		表 121		表 122		表 123		表 124		表 125		表 126		表 127		表 128		表 129		表 130		表 131		表 132		表 133		表 134		表 135		表 136		表 137		表 138		表 139		表 140		表 141		表 142		表 143		表 144		表 145		表 146		表 147		表 148		表 149		表 150		表 151		表 152		表 153		表 154		表 155		表 156		表 157		表 158		表 159		表 160		表 161		表 162		表 163		表 164		表 165		表 166		表 167		表 168		表 169		表 170		表 171		表 172		表 173		表 174		表 175		表 176		表 177		表 178		表 179		表 180		表 181		表 182		表 183		表 184		表 185		表 186		表 187		表 188		表 189		表 190		表 191		表 192		表 193		表 194		表 195		表 196		表 197		表 198		表 199		表 200		表 201		表 202		表 203		表 204		表 205		表 206		表 207		表 208		表 209		表 210		表 211		表 212		表 213		表 214		表 215		表 216		表 217		表 218		表 219		表 220		表 221		表 222		表 223		表 224		表 225		表 226		表 227		表 228		表 229		表 230		表 231		表 232		表 233		表 234		表 235		表 236		表 237		表 238		表 239		表 240		表 241		表 242		表 243		表 244		表 245		表 246		表 247		表 248		表 249		表 250		表 251		表 252		表 253		表 254		表 255		表 256		表 257		表 258		表 259		表 260		表 261		表 262		表 263		表 264		表 265		表 266		表 267		表 268		表 269		表 270		表 271		表 272		表 273		表 274		表 275		表 276		表 277		表 278		表 279		表 280		表 281		表 282		表 283		表 284		表 285		表 286		表 287		表 288		表 289		表 290		表 291		表 292		表 293		表 294		表 295		表 296		表 297		表 298		表 299		表 300	
表 1	表 2	表 3	表 4	表 5	表 6	表 7	表 8	表 9	表 10	表 11	表 12	表 13	表 14	表 15	表 16	表 17	表 18	表 19	表 20	表 21	表 22	表 23	表 24	表 25	表 26	表 27	表 28	表 29	表 30	表 31	表 32	表 33	表 34	表 35	表 36	表 37	表 38	表 39	表 40	表 41	表 42	表 43	表 44	表 45	表 46	表 47	表 48	表 49	表 50	表 51	表 52	表 53	表 54	表 55	表 56	表 57	表 58	表 59	表 60	表 61	表 62	表 63	表 64	表 65	表 66	表 67	表 68	表 69	表 70	表 71	表 72	表 73	表 74	表 75	表 76	表 77	表 78	表 79	表 80	表 81	表 82	表 83	表 84	表 85	表 86	表 87	表 88	表 89	表 90	表 91	表 92	表 93	表 94	表 95	表 96	表 97	表 98	表 99	表 100	表 101	表 102	表 103	表 104	表 105	表 106	表 107	表 108	表 109	表 110	表 111	表 112	表 113	表 114	表 115	表 116	表 117	表 118	表 119	表 120	表 121	表 122	表 123	表 124	表 125	表 126	表 127	表 128	表 129	表 130	表 131	表 132	表 133	表 134	表 135	表 136	表 137	表 138	表 139	表 140	表 141	表 142	表 143	表 144	表 145	表 146	表 147	表 148	表 149	表 150	表 151	表 152	表 153	表 154	表 155	表 156	表 157	表 158	表 159	表 160	表 161	表 162	表 163	表 164	表 165	表 166	表 167	表 168	表 169	表 170	表 171	表 172	表 173	表 174	表 175	表 176	表 177	表 178	表 179	表 180	表 181	表 182	表 183	表 184	表 185	表 186	表 187	表 188	表 189	表 190	表 191	表 192	表 193	表 194	表 195	表 196	表 197	表 198	表 199	表 200	表 201	表 202	表 203	表 204	表 205	表 206	表 207	表 208	表 209	表 210	表 211	表 212	表 213	表 214	表 215	表 216	表 217	表 218	表 219	表 220	表 221	表 222	表 223	表 224	表 225	表 226	表 227	表 228	表 229	表 230	表 231	表 232	表 233	表 234	表 235	表 236	表 237	表 238	表 239	表 240	表 241	表 242	表 243	表 244	表 245	表 246	表 247	表 248	表 249	表 250	表 251	表 252	表 253	表 254	表 255	表 256	表 257	表 258	表 259	表 260	表 261	表 262	表 263	表 264	表 265	表 266	表 267	表 268	表 269	表 270	表 271	表 272	表 273	表 274	表 275	表 276	表 277	表 278	表 279	表 280	表 281	表 282	表 283	表 284	表 285	表 286	表 287	表 288	表 289	表 290	表 291	表 292	表 293	表 294	表 295	表 296	表 297	表 298	表 299	表 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

1. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
2. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
3. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
4. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
5. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
6. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
7. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
8. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
9. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。
10. 小説家としてデビューした作家は、その作品で知られる。

1. 本報告は、中国の主要な都市の発展、都市構造の形成と変遷、人口の空間的分布、都市環境の形成と変遷などに関する調査結果を、表1、表2、表3、表4、表5、表6、表7、表8、表9、表10、表11、表12、表13、表14、表15、表16、表17、表18、表19、表20、表21、表22、表23、表24、表25、表26、表27、表28、表29、表30、表31、表32、表33、表34、表35、表36、表37、表38、表39、表40、表41、表42、表43、表44、表45、表46、表47、表48、表49、表50、表51、表52、表53、表54、表55、表56、表57、表58、表59、表60、表61、表62、表63、表64、表65、表66、表67、表68、表69、表70、表71、表72、表73、表74、表75、表76、表77、表78、表79、表80、表81、表82、表83、表84、表85、表86、表87、表88、表89、表90、表91、表92、表93、表94、表95、表96、表97、表98、表99、表100、表101、表102、表103、表104、表105、表106、表107、表108、表109、表110、表111、表112、表113、表114、表115、表116、表117、表118、表119、表120、表121、表122、表123、表124、表125、表126、表127、表128、表129、表130、表131、表132、表133、表134、表135、表136、表137、表138、表139、表140、表141、表142、表143、表144、表145、表146、表147、表148、表149、表150、表151、表152、表153、表154、表155、表156、表157、表158、表159、表160、表161、表162、表163、表164、表165、表166、表167、表168、表169、表170、表171、表172、表173、表174、表175、表176、表177、表178、表179、表180、表181、表182、表183、表184、表185、表186、表187、表188、表189、表190、表191、表192、表193、表194、表195、表196、表197、表198、表199、表200、表201、表202、表203、表204、表205、表206、表207、表208、表209、表210、表211、表212、表213、表214、表215、表216、表217、表218、表219、表220、表221、表222、表223、表224、表225、表226、表227、表228、表229、表230、表231、表232、表233、表234、表235、表236、表237、表238、表239、表240、表241、表242、表243、表244、表245、表246、表247、表248、表249、表250、表251、表252、表253、表254、表255、表256、表257、表258、表259、表260、表261、表262、表263、表264、表265、表266、表267、表268、表269、表270、表271、表272、表273、表274、表275、表276、表277、表278、表279、表280、表281、表282、表283、表284、表285、表286、表287、表288、表289、表290、表291、表292、表293、表294、表295、表296、表297、表298、表299、表300、表301、表302、表303、表304、表305、表306、表307、表308、表309、表310、表311、表312、表313、表314、表315、表316、表317、表318、表319、表320、表321、表322、表323、表324、表325、表326、表327、表328、表329、表330、表331、表332、表333、表334、表335、表336、表337、表338、表339、表340、表341、表342、表343、表344、表345、表346、表347、表348、表349、表350、表351、表352、表353、表354、表355、表356、表357、表358、表359、表360、表361、表362、表363、表364、表365、表366、表367、表368、表369、表370、表371、表372、表373、表374、表375、表376、表377、表378、表379、表380、表381、表382、表383、表384、表385、表386、表387、表388、表389、表390、表391、表392、表393、表394、表395、表396、表397、表398、表399、表400、表401、表402、表403、表404、表405、表406、表407、表408、表409、表410、表411、表412、表413、表414、表415、表416、表417、表418、表419、表420、表421、表422、表423、表424、表425、表426、表427、表428、表429、表430、表431、表432、表433、表434、表435、表436、表437、表438、表439、表440、表441、表442、表443、表444、表445、表446、表447、表448、表449、表450、表451、表452、表453、表454、表455、表456、表457、表458、表459、表460、表461、表462、表463、表464、表465、表466、表467、表468、表469、表470、表471、表472、表473、表474、表475、表476、表477、表478、表479、表480、表481、表482、表483、表484、表485、表486、表487、表488、表489、表490、表491、表492、表493、表494、表495、表496、表497、表498、表499、表500、表501、表502、表503、表504、表505、表506、表507、表508、表509、表510、表511、表512、表513、表514、表515、表516、表517、表518、表519、表520、表521、表522、表523、表524、表525、表526、表527、表528、表529、表530、表531、表532、表533、表534、表535、表536、表537、表538、表539、表540、表541、表542、表543、表544、表545、表546、表547、表548、表549、表550、表551、表552、表553、表554、表555、表556、表557、表558、表559、表560、表561、表562、表563、表564、表565、表566、表567、表568、表569、表570、表571、表572、表573、表574、表575、表576、表577、表578、表579、表580、表581、表582、表583、表584、表585、表586、表587、表588、表589、表590、表591、表592、表593、表594、表595、表596、表597、表598、表599、表600、表601、表602、表603、表604、表605、表606、表607、表608、表609、表610、表611、表612、表613、表614、表615、表616、表617、表618、表619、表620、表621、表622、表623、表624、表625、表626、表627、表628、表629、表630、表631、表632、表633、表634、表635、表636、表637、表638、表639、表640、表641、表642、表643、表644、表645、表646、表647、表648、表649、表650、表651、表652、表653、表654、表655、表656、表657、表658、表659、表660、表661、表662、表663、表664、表665、表666、表667、表668、表669、表670、表671、表672、表673、表674、表675、表676、表677、表678、表679、表680、表681、表682、表683、表684、表685、表686、表687、表688、表689、表690、表691、表692、表693、表694、表695、表696、表697、表698、表699、表700、表701、表702、表703、表704、表705、表706、表707、表708、表709、表710、表711、表712、表713、表714、表715、表716、表717、表718、表719、表720、表721、表722、表723、表724、表725、表726、表727、表728、表729、表730、表731、表732、表733、表734、表735、表736、表737、表738、表739、表740、表741、表742、表743、表744、表745、表746、表747、表748、表749、表750、表751、表752、表753、表754、表755、表756、表757、表758、表759、表760、表761、表762、表763、表764、表765、表766、表767、表768、表769、表770、表771、表772、表773、表774、表775、表776、表777、表778、表779、表780、表781、表782、表783、表784、表785、表786、表787、表788、表789、表790、表791、表792、表793、表794、表795、表796、表797、表798、表799、表800、表801、表802、表803、表804、表805、表806、表807、表808、表809、表810、表811、表812、表813、表814、表815、表816、表817、表818、表819、表820、表821、表822、表823、表824、表825、表826、表827、表828、表829、表830、表831、表832、

[illegible]

[illegible]

② この資料は、早稲田大学専門学校にあっては校長、教務課長、生活課長にあっては専任教員に「100」で改題すること。
③ 資料入手又は保管員しくは兼学に関する学芸資料は学芸部(資料館)の管理を受けるようにとする場合、新編題名の後に「100」で示す資料を作成すること。
④ 印刷部製本に替る場合は、200、300、400、500、600、700、800、900、1000、1100、1200、1300、1400、1500、1600、1700、1800、1900、2000、2100、2200、2300、2400、2500、2600、2700、2800、2900、3000、3100、3200、3300、3400、3500、3600、3700、3800、3900、4000、4100、4200、4300、4400、4500、4600、4700、4800、4900、5000、5100、5200、5300、5400、5500、5600、5700、5800、5900、6000、6100、6200、6300、6400、6500、6600、6700、6800、6900、7000、7100、7200、7300、7400、7500、7600、7700、7800、7900、8000、8100、8200、8300、8400、8500、8600、8700、8800、8900、9000、9100、9200、9300、9400、9500、9600、9700、9800、9900、10000、10100、10200、10300、10400、10500、10600、10700、10800、10900、11000、11100、11200、11300、11400、11500、11600、11700、11800、11900、12000、12100、12200、12300、12400、12500、12600、12700、12800、12900、13000、13100、13200、13300、13400、13500、13600、13700、13800、13900、14000、14100、14200、14300、14400、14500、14600、14700、14800、14900、15000、15100、15200、15300、15400、15500、15600、15700、15800、15900、16000、16100、16200、16300、16400、16500、16600、16700、16800、16900、17000、17100、17200、17300、17400、17500、17600、17700、17800、17900、18000、18100、18200、18300、18400、18500、18600、18700、18800、18900、19000、19100、19200、19300、19400、19500、19600、19700、19800、19900、20000、20100、20200、20300、20400、20500、20600、20700、20800、20900、21000、21100、21200、21300、21400、21500、21600、21700、21800、21900、22000、22100、22200、22300、22400、22500、22600、22700、22800、22900、23000、23100、23200、23300、23400、23500、23600、23700、23800、23900、24000、24100、24200、24300、24400、24500、24600、24700、24800、24900、25000、25100、25200、25300、25400、25500、25600、25700、25800、25900、26000、26100、26200、26300、26400、26500、26600、26700、26800、26900、27000、27100、27200、27300、27400、27500、27600、27700、27800、27900、28000、28100、28200、28300、28400、28500、28600、28700、28800、28900、29000、29100、29200、29300、29400、29500、29600、29700、29800、29900、30000、30100、30200、30300、30400、30500、30600、30700、30800、30900、31000、31100、31200、31300、31400、31500、31600、31700、31800、31900、32000、32100、32200、32300、32400、32500、32600、32700、32800、32900、33000、33100、33200、33300、33400、33500、33600、33700、33800、33900、34000、34100、34200、34300、34400、34500、34600、34700、34800、34900、35000、35100、35200、35300、35400、35500、35600、35700、35800、35900、36000、36100、36200、36300、36400、36500、36600、36700、36800、36900、37000、37100、37200、37300、37400、37500、37600、37700、37800、37900、38000、38100、38200、38300、38400、38500、38600、38700、38800、38900、39000、39100、39200、39300、39400、39500、39600、39700、39800、39900、40000、40100、40200、40300、40400、40500、40600、40700、40800、40900、41000、41100、41200、41300、41400、41500、41600、41700、41800、41900、42000、42100、42200、42300、42400、42500、42600、42700、42800、42900、43000、43100、43200、43300、43400、43500、43600、43700、43800、43900、44000、44100、44200、44300、44400、44500、44600、44700、44800、44900、45000、45100、45200、45300、45400、45500、45600、45700、45800、45900、46000、46100、46200、46300、46400、46500、46600、46700、46800、46900、47000、47100、47200、47300、47400、47500、47600、47700、47800、47900、48000、48100、48200、48300、48400、48500、48600、48700、48800、48900、49000、49100、49200、49300、49400、49500、49600、49700、49800、49900、50000、50100、50200、50300、50400、50500、50600、50700、50800、50900、51000、51100、51200、51300、51400、51500、51600、51700、51800、51900、52000、52100、52200、52300、52400、52500、52600、52700、52800、52900、53000、53100、53200、53300、53400、53500、53600、53700、53800、53900、54000、54100、54200、54300、54400、54500、54600、54700、54800、54900、55000、55100、55200、55300、55400、55500、55600、55700、55800、55900、56000、56100、56200、56300、56400、56500、56600、56700、56800、56900、57000、57100、57200、57300、57400、57500、57600、57700、57800、57900、58000、58100、58200、58300、58400、58500、58600、58700、58800、58900、59000、59100、59200、59300、59400、59500、59600、59700、59800、59900、60000、60100、60200、60300、60400、60500、60600、60700、60800、60900、61000、61100、61200、61300、61400、61500、61600、61700、61800、61900、62000、62100、62200、62300、62400、62500、62600、62700、62800、62900、63000、63100、63200、63300、63400、63500、63600、63700、63800、63900、64000、64100、64200、64300、64400、64500、64600、64700、64800、64900、65000、65100、65200、65300、65400、65500、65600、65700、65800、65900、66000、66100、66200、66300、66400、66500、66600、66700、66800、66900、67000、67100、67200、67300、67400、67500、67600、67700、67800、67900、68000、68100、68200、68300、684

[illegible]

① (授業科目名)

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

4

別記様式第6号

[illegible]

② ①よりさらに、及び「関係者の意見」の項に記す事項について、その結果となる「関係者の意見」の内容及びその理由を「意見」欄に記すこと。

③ 「所在地は、(市) 〇〇〇〇町に所在する」とは、当該事業計画が所在する当該市、町、村、町界内にあることを示すこと。所在地が市界外、町界外、村界外に所在する場合は、所在地を「(市) 〇〇〇〇町、(町) 〇〇〇〇町、(村) 〇〇〇〇村」と記載すること。

④ 「又は当該関係者の意見が、関係者の意見」の項に記す事項について、その結果となる「関係者の意見」の内容及びその理由を「意見」欄に記すこと。

別記様式第7号

[illegible][illegible]

○○專門職大学等

(注)

- ① 大学に在籍中の教育課程修読を履修する場合に、それぞれの教育課程修読協議書ごとく行われる。
- ② 教育課程修読協議書の提出に際して、適宜注意を記入する。
- ③ 修得の履修に、希望を記入する。
- ④ 修得履修の順序には、大学設置基準第4条第2項第2号、短期大学設置基準第3条第4項第2号、専門大学設置基準第10条第2項第2号、私立大学設置基準第7条第2項第2号及び短期大学設置基準第8条第2項第2号に規定する教育課程修読協議書の提出の区分を記入する。
- ⑤ 開講年度と学期又は研究科等、当該協議書作成の年度と学期又は学部等とを記入するものとする。当該学期又は研究科等の記入は、当該学期又は研究科に係る履修に関する任意の箇所にて、当該協議書作成の年度と学期又は学部等の欄に記入すること又は異なるの欄に記入することとする。大学設置基準第4条第2項第2号及び短期大学設置基準第3条第4項第2号、私立大学設置基準第7条第2項第2号及び短期大学設置基準第8条第2項第2号に規定する修得履修については、必ず記入する。

年 月 日

私は、〇〇専門職大学の設置の趣旨の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

[illegible][illegible]

別記様式第7号の4（その2）

(用紙 日本産業規格 A 4 横型)

[illegible]

別記様式第7号の4（その3）

臨地実務実習施設の概要

[illegible]

(注)

- この権利は、使用する施設が高度研究施設について作成すること。
- 「施設の研究」の権利とは通常、研究機関の権利は、当該施設の買得場所より、特に組織的に研究を実施する目的を以て買得た一連の設備で、施設が研究する教育機関における中心的な場所として使用する部分の買得を認めることとする。
- 「複製を必要としない研究に關する事件」の「全部」の権利（研究が学生生活のために、必要とする知識の習得を必要としない）の人数を認めることとする。
- 「教育用複製」の権利は、実習指導者の数に依り、適宜許容の数を増して認めることとする。
- この権利は、使用する他の買得入学生入りの施設は、売入れを予定する他の大学の数に依り、適宜増減して認めることとする。
- この大学数とは、他の買得入学生入りの施設の「専ら売入れ数」は、売入れを予定している学生数の大半を認めることとする。

別記様式第7号の5

(国別：日本農業関係A4組型)

臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・提出者名) 殿

開設者又は設置者の職名及び氏名

〇〇専門学校〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より（臨地実務実習施設）を運営することをお断りします。

(注)

1. この書類は、施設する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一施設または実習場として同一臨地実務実習施設に複数の実習場を併設し、施設として実地実務実習施設に併設して一の実習場を併設する場合は、併設した実地実務実習施設について一の実習場を併設すれば足りるものとする。

2. 「〇〇専門学校〇〇学部等」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。

3. 「施設する実習施設」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。併設、併設なしの場合、併設する場合により実習場を併設する場合に、二設の実地実務実習施設の名称を併設すること。

別記様式第7号の6

(国別：日本農業関係A4組型)

連携実務実習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・提出者名) 殿

受入者名

〇〇専門学校〇〇学部等の連携実務実習等の連携を承諾として、〇〇年度より下記の連携実務実習の実施に際し、連携・協力することを承諾します。

記

(設置者名)

(注)

1. この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務実習等を実施する場合に、その連携を承諾について作成すること。

2. 「〇〇専門学校〇〇学部等」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。

別記様式第7号の7

(国別：日本農業関係A4組型)

〇〇専門学校〇〇学部等の実地実務実習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・提出者名) 殿

受入者名

〇〇専門学校〇〇学部等の実地実務実習等の実施を承諾として、〇〇年度より下記の連携実務実習の実施に際し、連携・協力することを承諾します。

記

(設置者名)

(注)

1. この書類は、〇〇専門学校〇〇学部等の実地実務実習等に関する承諾書として、〇〇専門学校〇〇学部等の実地実務実習等の実施を承諾として、〇〇年度より下記の連携実務実習の実施に際し、連携・協力することを承諾します。

2. 「〇〇専門学校〇〇学部等」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。

3. 「〇〇専門学校〇〇学部等」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。

4. 「〇〇専門学校〇〇学部等」の施設は、設置者、設置者の設置施設の内部に設け、適切に管理を要するものとする。

別記様式第7号の8

[illegible][illegible][illegible][illegible]

別記様式第8号

[illegible]

[illegible]

- 3 ※3は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
- 4 ※4は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
- 5 ※5は、国際連携学科等を設置する場合に別記様式第2号(その2の1)に代えて別記様式第2号(その2の3)を、別記様式第2号(その3の1)に代えて別記様式第2号(その3の3)を作成すること。
- 6 ※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合に添付すること。
- 7 ※7は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第4号(その2の2)(注)に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて別記様式第4号(その2の2)を作成すること。
- 8 ※8は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 9 ※9は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 10 ※10は、大学の学部に専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- 11 ※11は、通信教育を開設する場合に添付すること。
- 12 ※12は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- 13 ※13は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第2